

岡山市SDGs推進パートナーズ応援団設置要綱

(名称)

第1条 本会は、岡山市SDGs推進パートナーズ応援団（以下「応援団」という。）と称する。

(目的)

第2条 応援団は、岡山市内で経済・社会・環境の調和した持続可能な社会を目指すSDGsの取組を行う「岡山市SDGs推進パートナーズ制度（以下「パートナーズ」という。）」について、市内事業者に対する普及に努めるとともに、パートナーズ登録事業者に対し、SDGs達成につながる活動を推進するための個別相談や支援等のサポートを行い、SDGsの取組推進と地域経済の活性化を目指すことを目的とする。

(組織等)

第3条 応援団は、次の号のいずれかに該当する団体をもって組織する。

(1) 第5条に規定する活動を行う経済団体又は中間支援組織

(2) 市と地方創生に係る包括連携協定を締結している金融機関

2 応援団に参加する団体（以下、「推進サポーターズ」という。）は、市と活動内容等に関する協定を締結するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる団体は、応援団に参加できない。

(1) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体であることが判明した場合。また団体に同法に規定する暴力団員がいることが判明した場合

(3) その他、推進サポーターズとして適当でないと岡山市が認めた場合

(応援団の設置期限)

第4条 応援団の設置期限は、令和12年（2030年）12月31日までとする。ただし、設置期限の満了時に、岡山市及び推進サポーターズにより設置期限の延長について協議することができる。

(活動内容)

第5条 推進サポーターズは、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) パートナーズ登録事業者に対するSDGsの取組の支援に関すること。

(2) パートナーズに関する情報発信及び情報共有に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、目的の達成につながる活動

(ゴールドサポーターズ)

第6条 岡山市は、第3条の規定による推進サポーターズのうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体を、パートナーズ登録事業者の支援及び制度全体の発展に特に寄与する団体と

認め、ゴールドサポーターズに任命する。

(1) 市と地方創生に係る包括連携協定を締結していること。

(2) パートナーズ登録事業者限定の支援を提供できること。

2 ゴールドサポーターズに任命された団体が、前項第1号及び第2号のいずれか又はすべての要件を満たさなくなった場合で、当該団体が、満たさなくなった日を含む年度の3月31日までに、再びすべての要件を満たすことができなかつたときは、岡山市は、同日をもって、当該団体のゴールドサポーターの任を解くことができる。

(応援団アソシエイト)

第7条 応援団に、市と連携してパートナーズ登録事業者の支援を行う「応援団アソシエイト」を置く。

2 応援団アソシエイトは、次の号の条件を全て満たす団体をもって組織する。

(1) 応援団に加入する団体から推薦があつた団体であること。

(2) パートナーズ登録事業者に対してSDGs達成に資する支援メニューの提供が可能であること。

(3) 市が適当と認める支援メニューであること。

3 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認められる団体は、応援団に参加できない。

(1) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団、暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体であることが判明した場合。また団体に同法に規定する暴力団員がいることが判明した場合

(3) その他、推進サポーターズとして適当でないと岡山市が認めた場合

(事務局)

第8条 サポーターズ事務局は、岡山市 市民協働局市民協働部 SDGs・ESD推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、サポーターズ運営に関する必要な事項は事務局が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年11月16日から施行する。

この要綱は、令和6年9月5日から施行する。